

第4章 施策の展開



第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

資料編

基本目標 1

命の誕生とこども・若者の健やかな成長を支えます

基本施策（1）結婚・出産の支援の推進

現状と課題

- ★ 上田市の25歳～39歳の男女の未婚率は県下市町村平均を上回ってはいますが、全国的な動きと同様に未婚化・晩婚化は進行しています。また、長野県内の未婚者の約7割が結婚を希望しているという調査結果も出ており、結婚を希望する方への結婚支援が必要です。
- ★ 上田市民の理想のこども数の平均は、国や県よりも多く、こどもを望む人や1人当たりの希望するこども数は多いことが分かっています。しかし、実際の合計特殊出生率^(注)は国よりは多いものの、県よりは低い状況です。妊娠・出産・子育てをしやすい環境を整えるとともに、こどもを望む人が望んだ時に妊娠ができるように、男女ともに性や妊娠に関する正しい知識を持ち、将来、安心・安全で健やかな妊娠・出産・産後を迎えるためには、プレコンセプションケア^(注)（妊娠前からの健康管理）やリプロダクティブ・ヘルス/ライツ^(注)（性と生殖に関する健康と権利）の啓発も重要です。
- ★ こどもを望む方のための不妊治療・不育治療が、一部の治療を除き保険適用となりましたが、結婚や妊娠年齢の高齢化により保険適用外の治療のニーズは高まっており、経済的支援が必要です。

施策の内容

① 結婚支援

- ☆ 未婚化・晩婚化を解消するため、若者の結婚の希望を叶える支援を行います。

【主な事業】

- ☆ 上田市結婚支援事業「縁結びプロジェクト」
- ☆ 結婚新生活支援事業

② プレコンセプションケア^(注)の推進

- ☆ 学齢期・思春期へは、自らの心身の健康に関心を持ち、正しい知識を得るために、教育機関等との協働による健康教育の推進を図ります。
- ☆ 市民全体へのプレコンセプションケア^(注)自体の周知や啓発を図ります。



【主な事業】

- ☆ 命の学級
- ☆ プレコンセプションケア^(注)講座
- ☆ リプロダクティブ・ヘルス/ライツ^(注)講座

③ 不妊治療への支援

- ☆ こどもを望む夫婦が抱える、不妊症及び不育症に対し、費用の一部を助成することで、経済的負担の軽減を図ります。

【主な事業】

- ☆ 不妊症治療費助成事業
- ☆ 不育症治療費助成事業

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

資料編



基本施策（２）母子の健康増進及び医療の充実

現状と課題

- ★ 近年、妊娠届出者数は減少し、妊婦の年齢は高くなっています。また、核家族化や共働き家庭の増加や地域の間関係の希薄化が顕著となり、支援・見守りの必要な妊婦・家庭が増加しています。
- ★ 妊娠・出産は、短期間で心身に変化が生じる時期であり、この時期の健康状態が出産や胎児のほか、妊婦自身の健康に大きな影響を与えることから、安全な妊娠と出産のために正しい知識を得、健康管理を自ら行うという認識と行動が必要です。また、産後は育児中心の生活への変化から、心身ともに疲労がたまり精神的に不安定な状況になりやすいため、妊娠・出産・子育てを通じて、切れ目のない伴走型相談支援の更なる充実が必要です。
- ★ 母親の育児ストレスの解消やママ友などのコミュニティーの構築に寄与する事業を実施している中、こうした講座に参加できない方に対する支援も必要です。
- ★ 安心して子育てをするためには、地域内で完結できる周産期医療体制の整備と夜間・休日における救急医療体制の充実が必要です。令和５年度に実施した子ども・子育て支援事業計画策定のためのニーズ調査（以下、ニーズ調査）において子育ての環境整備の充実のために希望する支援策として、「産前産後、乳幼児期における家事支援を充実して欲しい」も３割以上となっています。
- ★ こどもの健康な体づくりのためには、成長に合わせた適切な食事を摂ることや、規則正しい生活習慣を身に付ける必要があります。
- ★ むし歯を有する幼児は年々減少しています。幼児期のむし歯は、育児環境の影響を受けることから、家庭の状況に寄り添った丁寧な個別支援が必要です。
- ★ 情報化社会の進展に伴い、パソコンやスマートフォンなどの電子メディア機器は生活に欠かせないものとなっています。しかしながら、乳幼児期での過度な使用は、こころの成長に悪影響を与えることになることが危惧されています。
- ★ こどもへの接し方や発達に関する相談が増えています。乳幼児期からの適切な関わりが、こどものこころと体の育ちに必要であることを啓発し、保健・医療などの関係機関が連携して支援をしていくことが重要です。



施策の内容

① 妊娠・出産期の支援

- ☆ 母子ともに健康で安心な出産ができるよう、妊娠届出時の妊婦への個別面接・相談や両親学級等での健康教育を行い、妊婦健康診査の受診勧奨を実施します。
- ☆ 出産後は、新生児訪問（乳児家庭全戸訪問事業）を全戸に行い、産婦の心身の状況の把握とともに関係機関と連携して支援を行います。また、出産直後の母子に対して心身のケアやサポートを行う産後ケア事業等を活用し、産婦の休養と育児不安の軽減等を図ります。
- ☆ 母子保健コーディネーターと子育て支援コーディネーターが機能的に運用する「子育て世代包括支援センター^(注)」を充実させるとともに「こども家庭センター^(注)」と連携し、妊娠期から出産、子育てへ切れ目のない支援体制の強化を図ります。

【主な事業】

- | | |
|--|---------------------|
| ☆ 母子健康手帳交付 | ☆ 産後ケア事業 |
| ☆ 妊婦一般健康診査・産婦健康診査公費負担 | ☆ 妊産婦等包括相談支援事業 |
| ☆ 両親学級 | ☆ 子育て支援施設「ゆりかご」の運営 |
| ☆ 妊婦・母乳相談 | ☆ 新生児訪問（乳児家庭全戸訪問事業） |
| ☆ <u>子育て世代包括支援センター</u> ^(注) 及び <u>こども家庭センター</u> ^(注) の運用 | |

② こどもの健康

- ☆ すべてのこどもに対し、健康に成長できるようこどもの月齢ごとに乳幼児健診を実施し、こどもの発育・発達を把握するとともに、病気や障がいの早期発見・治療、早期対応に努めます。
- ☆ 感染症からこどもを守るために、予防接種ができる環境を整えるとともに、未接種者への受診勧奨を行います。
- ☆ こどもの健やかなこころを育むため、すべての親に対して、乳幼児健診等のあらゆる機会を利用し、こどものこころの成長を育む関わり方について伝えます。また、親子での望ましい電子メディア機器の使い方の啓発をするとともに、幼児期の親子遊びの大切さも伝えます。
- ☆ 生涯を健康に過ごすため、幼少期から親子で望ましい生活習慣を形成できるよう、基本的な生活習慣に関する保健指導に取り組みます。
- ☆ むし歯予防のため、個別保健指導の充実を図り、家庭の状況に寄り添った歯と口腔の健康づくりを支援します。



【主な事業】

- ☆ 乳幼児健診
- ☆ 予防接種
- ☆ 乳幼児教室
- ☆ 各種相談事業（健康相談、歯科相談等）

③ 食育の推進

- ☆ 令和6年度に策定した「第3次上田市食育推進計画」において、“うえだの食で育む健康なからだと豊かなこころ”を基本理念として、生涯にわたり、健全な体と心を培うための食育の推進を基本目標の一つとして挙げています。
- ☆ この計画に基づき、発育や発達段階に応じた栄養指導や情報提供を、乳幼児健診・教室・相談等を通じて行うほか、高校生を含めた若い世代へは、朝食や野菜摂取など望ましい食習慣を習得し、食生活を自己管理できるよう食育を推進します。
- ☆ 「上田市食育推進プロジェクト」により市内食育関係各部署が連携し、より市民に見える形でライフステージを通じた食育を推進します。

【保育所について】

- ☆ 毎日の給食そのものを食育ととらえるとともに、栄養士、給食担当者、保育士による「食」に関する指導の実施、給食サンプルの配信、「たべものだよ」や試食会などを通して食の大切さを保護者に啓発します。
- ☆ 給食等の食材に、安全・安心でおいしい地元農産物を取り入れることにより、食と地域農業への関心を高めます。
- ☆ 肥満ややせのこどもについては、個々の生活状況や健康状態に応じた個別指導を実施します。

【学校について】

- ☆ 児童生徒の食生活や健康状態の課題を踏まえ、各学校の「食に関する指導の全体計画」に基づいて、食育の指導・授業等を計画的に実施し、対策を講じます。
- ☆ 保護者への試食会や講座などを実施し、給食を通じて家庭における食育を支援します。
- ☆ 農業体験や給食への地元農産物利用を推進し、食に関する感謝の気持ちや興味を育てます。



【主な事業】

- ☆ 乳幼児健診・教室の栄養指導
- ☆ 離乳食・幼児食相談
- ☆ 妊娠期の食育講座
- ☆ 高校生の出前講座（思春期の食生活）
- ☆ 若い世代への野菜摂取を促すための食育
- ☆ 食に関する情報提供
- ☆ 地元農畜産物の活用
- ☆ 園児・児童による作物の栽培、クッキング
- ☆ 保護者対象の試食会・講座の実施
- ☆ 農業体験学習
- ☆ 各学校の「食に関する指導の全体計画」に基づく食育の実施
- ☆ 「1日3回野菜を食べよう」運動（食育推進プロジェクト重点取組）

④ 医療の充実

- ☆ 夜間における突発的な発熱等の比較的軽症の症状に対応する上田市内科・小児科初期救急センター^(注)の運営と受診方法の周知を図ります。また、休日の在宅当番医や深夜の初期救急医療体制を確保します。
- ☆ 市立産婦人科病院の閉院に伴い、信州上田医療センター医療従事者の増員や設備改修等を行うことにより、将来にわたる安全・安心な周産期医療提供体制を構築します。

【主な事業】

- ☆ 上田市内科・小児科初期救急センター^(注)の運営
- ☆ 在宅当番医制事業
- ☆ 医師確保修学資金等貸与制度
- ☆ 助産師確保修学資金等貸与制度
- ☆ 看護師確保修学資金貸与制度



基本施策（3）就学前教育・保育の質の向上

現状と課題

- ★ 上田市における保育士の配置基準は、国の基準に上乘せをしています。今後、保育内容のさらなる充実の視点から基準について検討する必要がある一方で、国基準を上回る手厚い職員配置を維持していくためには、保育士確保が大きな課題となっています。
- ★ 3歳未満児の保育需要の高まりを受けて、年度途中からの入所が難しい状況となってきています。そのため、4月の保育所等の入園に合わせたタイミングで育児休業から職場に復帰した人が3割程度いる状況となっており、年度途中であっても希望者が円滑に利用できる受入態勢を確保していく必要があります。
- ★ 幼児期の教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なもので、かつ乳幼児期の発達は連続性を有するものであることから、こどもの健やかな育ちのためには、発達段階に応じた質の高い教育・保育を提供する必要があります。また、保育所等に求められる支援機能は多様化・複雑化しており、保育士等に対する研修の充実等による専門性の向上、処遇改善をはじめとする労働環境への配慮等を通じて、質の向上を担保していく必要があります。
- ★ 公立保育所においては、入所児童が少ない園があります。児童の集団的保育の実施や財政負担、施設経営の面から、ある程度の規模は必要であり、今後、施設整備と合わせて保育所の適正配置を実施するにあたっては、地域性を考慮しながらクラスや保育所の適正な規模を考える必要があります。
- ★ 3歳未満児の保育需要の高まりはあるものの、少子化の進行に伴い、就学前児童全体の減少が続く中で、公立保育所の配置については、可能な限り統廃合を実施し、進捗状況に応じ、民営化など民間活力の導入も視野に入れながら計画的に見直す必要があります。
- ★ 私立保育所等については、その先駆的な活動や独自性を尊重し、保育や教育の実践を継続するため、上田市の保育（幼児教育）を担う保育所等の適正配置を図っていく必要があります。



施策の内容

① 職員配置の充実

- ☆ 上田市では、1歳児の保育士配置基準について独自に上乘せを行い、児童3人（国基準6人）に対して保育士1人を配置していますが、少子化の傾向を勘案しつつ、こどもの年齢に応じて、きめ細やかな教育・保育が可能な職員配置を検討していきます。
- ☆ 障がい児等の特別な支援の必要なこどもが安全・安心して教育・保育等を利用できるよう、手厚い職員配置の確保に努めます。

② 保育士・幼稚園教諭の質の向上

- ☆ 「専門的な知識・技術」を修得するために、関係機関、団体等が実施する外部研修へ積極的に参加するとともに、質の高い教育や保育等、多様なニーズに対応するために、研修計画に基づいた研修の充実を図ります。
- ☆ きめ細やかですべてのこどもの利益を最優先に考えた教育や保育が提供できるよう、職員研修の実施を促進することで、保育士・幼稚園教諭の資質向上を図ります。

【主な事業】

- ☆ 保育士・幼稚園教諭の資質向上
- ☆ 教育・保育体制の充実

③ 施設整備等良質な環境の確保

- ☆ 統廃合を含めた施設整備を検討します。
- ☆ 地域の実情等により、延命化・長寿命化が必要となる施設については計画的に改修工事を進めます。
- ☆ 市内全保育所において、施設の機能強化を図るため、ICT^(注)設備やLED照明、防災・防犯設備、空調設備、遊具等の導入や充実を検討し、安全・安心で快適な保育環境の整備に努めます。

【主な事業】

- ☆ 保育施設等の整備



④ 保育士等の処遇改善と確保

- ☆ 職員の定着・確保を図るため、国が定める公定価格に基づき、保育士等の処遇改善を進めます。
- ☆ ハローワークや保育士等養成校との連携を強化するとともに、保育士資格を持つ潜在的な人材への働きかけを行うなど、保育士の人材確保対策を推進します。

【主な事業】

- ☆ 保育士等の処遇改善
- ☆ 保育現場就労に向けた職場体験

⑤ 認定こども園^(注)への移行に関する情報提供及び支援の充実

- ☆ 認定こども園^(注)は、幼稚園と保育所の機能や特徴を併せ持ち、保護者の就労状況に関わりなく、教育・保育を一体的に受けられ、また、就労状況が変わった場合も、柔軟にこどもを受け入れできるという特徴があります。近年、利用者のニーズも高まり、また、3歳未満児の受入態勢の確保にもつながることから、幼稚園または保育所の設置者に対し、認定こども園^(注)への移行に関する各種制度等の情報提供を行うとともに、施設整備の補助など支援の充実を図ります。
- ☆ 研修会等について公私立の認定こども園^(注)、幼稚園、保育所すべてに情報提供することにより、参加の機会を拡大し、幼保の交流・連携を推進します。

【主な事業】

- ☆ 施設整備の補助

⑥ 幼児教育・保育の提供体制の確保

- ☆ 幼稚園における長時間の預かり保育や2歳児を対象とした受入れの推進、また、地域の保育ニーズに合わせた既存の保育所等の定員構成の見直しなど、既存の保育・教育資源を最大限活用します。



⑦ 外国につながる幼児への支援

- ☆ 外国の文化・習慣・指導上で必要になる配慮等について、保育所等職員の理解を深め、外国につながる幼児等が園生活に慣れることができるよう努めます。
- ☆ 就園機会の確保や保護者への支援として必要な手続き等の情報提供に努めるとともに、関係課と連携し、各種通知等の翻訳や通訳同行による援助体制を整備します。

⑧ 幼児教育アドバイザーの配置

- ☆ 幼児教育・保育の質の向上を図るため、教育・保育に関する専門性を有する保育士を保育課内に配置し、園訪問による保育指導を行うとともに、園内研修等の支援を行います。



基本施策（４）多様な保育メニューの提供

現状と課題

- ★ 保護者の就労形態の多様化と核家族の増加により、保育に関するニーズが多様化しています。保育所における長時間の保育や日曜・祝日の保育などのニーズがあることから、延長保育、休日保育などの保育体制を継続、充実する必要があります。
- ★ 「一時預かり」の利用希望が継続的にあります。仕事や学習等による断続的な理由、冠婚葬祭等による緊急的な理由による利用に加え、保護者の育児の負担軽減やリフレッシュを促進するために、令和８年度から全国的に開始される「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）^{（注）}」の実施とあわせて、一時預かりの充実を図る必要があります。
- ★ ０歳児のこどもの保育所への年度途中の入所が難しい状況もあることから、４月の保育所等の入園に合わせたタイミングで、育児休業から職場に復帰した人が３割程度いる状況となっています。育休満了時が年度途中であっても希望者が円滑に入所できるよう教育・保育の提供体制を確保していく必要があります。
- ★ こどもが病気療養中または病気の回復期にあるため集団保育に不安がある場合、保護者は自分で看病したいと思っても、仕事を休むことができない、核家族化などでこどもを預ける親族がいない場合があります。このような家庭への保育支援が求められることから、上田市病児保育センターを市内に２か所設置して、必要な保育支援を実施しています。この病児・病後児保育事業については、引き続き周知を図る必要があります。

施策の内容

① 延長保育・休日保育・一時預かり

- ★ 保護者の就労形態の多様化や長時間の保育や日曜・祝日の保育などのニーズに対応して、延長保育、休日保育など保育体制の充実を図ります。
- ★ 仕事や学習等による断続的な理由、冠婚葬祭等による緊急的な理由、また、育児に伴う精神的・肉体的負担を解消するための理由による保育ニーズに対応して、一時預かりに加えて、令和８年度から全国的に開始される「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）^{（注）}」の円滑な導入、事業の継続に努めます。



【主な事業】

- ☆ 延長保育事業
- ☆ 休日保育事業
- ☆ 一時預かり事業
- ☆ 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）（注）

② 病児保育

- ☆ 病気療養中または病気回復期にあるこどもが、集団保育や保護者による保育が困難な場合に上田市病児保育センターの利用を促進するため、地域子育て支援拠点等においてさらなる周知を図ります。

【主な事業】

- ☆ 病児・病後児保育事業

③ 産休後及び育休後の教育・保育施設の円滑な利用の確保

- ☆ 保護者の産休後及び育休後の職場復帰が決まっている場合、年度途中の入所申請について、4月当初の入所申請と同時に申込みをすることが可能であり、働く母親の育児や仕事復帰への不安の解消につなげます。
- ☆ また、休業開始前にすでに保育所等を利用していたこどもについては、児童福祉の観点から必要と認められる場合には、保育の必要性に係る事由に該当するものとして、継続して利用が可能となるよう保育体制の充実や施設等環境の整備を行います。

【主な事業】

- ☆ 産休及び育休明けの保育希望に対する入所相談
- ☆ 育休時の継続入所



基本施策（５）放課後等の児童の健全育成

現状と課題

- ★ 安心して働き、仕事と子育てを両立できる環境を望む保護者が増加しています。
- ★ 放課後等（放課後や学校休業日）の児童の安全な居場所として、また、保護者の仕事と子育ての両立支援に向け、放課後児童施設^(注)（児童館・児童センター、放課後児童クラブ（学童保育所・児童クラブ））を設置しています。
- ★ 小学生の数は減少していますが、放課後児童クラブを利用する児童の数は年々増加しています。
- ★ 放課後児童クラブは、全小学校区に設置していますが、施設の老朽化や、手狭になっているところもあることから、それらの整備が課題となっています。
- ★ さまざまなこどもの放課後の居場所の確保に向け、放課後児童施設^(注)をはじめとした施設、職員配置の充実が求められています。
- ★ 家庭で行われることが少なくなった伝統行事や季節行事、地域ボランティアの協力を得た読み聞かせ等を実施していますが、施設によりその実施状況に差があります。
- ★ 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室^(注)の計画的な整備等について、利用児童の実情に応じて検討する必要があります。

施策の内容

① 児童館・児童センター

- ☆ 18歳未満の児童であれば誰でも利用できる児童館・児童センターは健全な遊びを提供する施設として、今後も事業を継続します。
- ☆ 一度帰宅してからの利用が原則ですが、留守家庭対策として午後6時までに限り、学校から直接利用する児童の受け入れを行います。（旧上田地区の児童館・児童センター8館）
- ☆ 中学生及び高校生の利用促進に向けた施策を検討します。



② 放課後児童クラブ

- ☆ 必要性がさらに増す放課後児童クラブは、今後の利用児童数を的確に見込み、できる限り待機児童が出ないように努めます。
- ☆ アンケート調査等を行い、多様化する保護者ニーズを把握します。

③ 施設整備等良質な環境の確保

- ☆ 施設のより良い環境づくりのため、施設の改修や遊具等の整備を行うとともに、エアコン等空調設備の設置・増設による機能強化、トイレの洋式化やバリアフリー化等による利便性の向上、環境負荷の低減のため照明のLED化の推進、防犯・防災対策設備やICT^(注)設備の導入等の推進を行い、利用児童にとって安心して安全な施設環境の確保に努めます。
- ☆ 老朽化等により施設整備を必要とする施設については、修繕等により長寿命化することや、分室のある施設を集約することで、より利便性を高める整備をするなど、地域特性を踏まえながら、更なる機能強化を図っていきます。

【主な事業】

- | | |
|--|------------|
| ☆ 施設の建設及び長寿命化事業 | ☆ 耐震化事業 |
| ☆ 機能強化事業 | ☆ 環境改善事業 |
| ☆ <u>ユニバーサルデザイン</u> ^(注) 化事業 | ☆ 分室の集約化事業 |

④ 職員配置の充実

- ☆ それぞれの放課後児童施設^(注)の利用児童数に応じた適正な職員配置に努めます。
- ☆ 障がい、疾病、家庭環境等のため特別な支援が必要な児童が利用する場合は、国、県の補助金等を活用し、適切な職員数を配置できるよう努めます。

⑤ 職員（児童厚生員、放課後児童支援員等）の質の向上

- ☆ 職員のスキルアップに向けた研修等の情報提供を行います。
- ☆ 定期的な情報交換会を開催し、情報の共有、課題の解決を目指します。



⑥ 地域等の協力

- ☆ 児童の健全育成には、高齢者や育児経験豊かな地域住民等の協力が必要なことから、これらの方がより一層参加しやすい環境づくりに努めます。
- ☆ 小学校・中学校と密接に連携し、協力して児童の健全育成に取り組みます。

【主な事業】

- ☆ 地域ボランティアによる読み聞かせ等の開催
- ☆ 地区懇談会の開催

⑦ 放課後児童対策の強化

- ☆ すべての就学児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験、活動ができるよう、校内交流型放課後児童クラブ^(注)及び放課後子ども教室^(注)の実施について検討します。



基本施策（6）こどもの生きる力の育成

現状と課題

- ★ こどもたちがよりよく成長し、自立して生き抜く力を育み、一人ひとりの資質・能力を伸ばせるように、学校、地域、家庭が連携、協働して、こどもの教育に多くの人携わり、地域ぐるみの教育を行っていくなど、教育活動に多様な価値観を取り入れることが求められています。
- ★ 学力の向上を図るため、児童・生徒の学習意欲に働きかける魅力ある授業づくりと、学ぶ意欲を育むことが重要となっています。
- ★ 学校給食を生きた学習の場と捉えて、こどもたちが食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけられるよう、学校・家庭・地域が連携して、こどもたちの食環境を整える必要があります。
- ★ 市内の各保育所等と小学校との交流活動は、以前から行われ、こどもが安心して就学できる環境を整えてきています。こうした強みを生かして、こどもたちの交流や職員連携を一層充実させ、カリキュラムの接続を通して、こどもの育ちと学びをつないでいく必要があります。
- ★ 思春期のこどもの健康を害する要因は、こどもたち自身のその後の生涯にわたる健康の保持・増進にも影響を及ぼしかねません。また、10代の妊娠・出産は、社会的環境が整わない場合が多く、学業の中断につながり、結果として就業を困難にする場合もあります。また、命の大切さ、自他を大切にす気持ちなどのこどものこころを育む「こころの健康」についての教育が必要とされています。
- ★ ハローワーク上田管内の有効求人倍率が、引き続き高い水準で推移する中、地域企業の人手不足は依然として深刻な状況にあります。一方、職に就きたいがなかなか見つからない、就職したが職場に定着できないなどの悩みを抱える若者が増加しており、地域の将来を担う貴重な人財である若者を、安定した雇用に結びつける支援の取組が重要となっています。
- ★ 青少年健全育成の対策から防犯指導員等による駅前等のパトロール成果もあり、青少年等がたむろすることもなく、平穏な状態を保ち犯罪件数も減少傾向にあります。
- ★ こどもの数の減少は、遊びを通じた仲間の形成、社会性の発達に大きな影響があると言われています。また、自然体験や生活体験、お手伝いといった体験が豊富なこどもや、小学生・中学生の時期に小さなこどもと触れ合う機会が多いこども、生活習慣が身に付いているこどもほど、自己肯定感や道徳観・正義感が高くなる傾向があるとされており、地域が主

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

資料編



体となって自然体験、生活体験やさまざまな交流活動を充実させていくことが求められています。

施策の内容

① 幼保小中の連携^(注)強化

- ☆ 幼児期から義務教育期までのこどもの視点に立った一貫した教育を行うため、幼保小中の連携^(注)を推進するとともに、家庭や地域、教育関係者が共通した認識でこどもたちの成長を支えます。
- ☆ 小学校入学前後の数か月は、こどもの育ちと学びのスムーズな移行のために大事な時期であることから、保育所・幼稚園等では「アプローチカリキュラム^(注)」、小学校では「スタートカリキュラム^(注)」の継続による連携を推進します。
- ☆ 幼保小中の連携^(注)を軸に、幼保から小、小から中への円滑な移行を支援するため、子育て子育て支援課、学校教育課、保育課との連携を図りながら事業を推進します。

【主な事業】

- ☆ 中学校区別ブロック会議の支援
- ☆ 幼保小主任者懇談会の開催
- ☆ 幼保小中園長・校長合同会議の開催
- ☆ 園児の小学校体験入学
- ☆ 幼年教育研究会の開催
- ☆ 保育士・幼稚園教諭の定期的な小学校への派遣
- ☆ 幼稚園・保育所等における「アプローチカリキュラム^(注)」の推進
- ☆ 小学校における「スタートカリキュラム^(注)」の推進

② 学習教育の環境や学習内容の充実

- ☆ 生活保護世帯及び生活困窮世帯の小学1年生から中学3年生を対象に、高校に入学できる基礎学力を身につけるために、月4回（1回2時間以内）の家庭訪問による学習支援を行います。
- ☆ 各学校の創意工夫と地域の自然、伝統、文化、人材を活用して魅力ある授業づくりと、学ぶ意欲を育む教育を実践します。



- ☆ 児童生徒の食生活や健康状態の課題を踏まえ、各学校の「食に関する指導の全体計画」に基づいて、食育の指導・授業等を計画的に実施し、対策を講じます。
- ☆ 保護者への試食会や講座などを実施し、給食を通じて家庭における食育を支援します。
- ☆ 農業体験や給食への地元農産物利用を推進し、食に関する感謝の気持ちや興味を育てます。
- ☆ 学校給食における食物アレルギー対応の基本方針に基づき、安心安全な食物アレルギー対応への施設整備や運営に努めます。

【主な事業】

- | | |
|-----------------------------------|-------------------------------------|
| ☆ 教員相互による授業研究 | ☆ ICT ^(注) を活用した効果的な授業の推進 |
| ☆ 子どもの学習・生活支援事業 | ☆ 農業体験学習 |
| ☆ 保護者対象の試食会・講座の実施 | |
| ☆ 各学校の「食に関する指導の全体計画」に基づく食育の実施 | |
| ☆ 「1日3回野菜を食べよう」運動（食育推進プロジェクト重点取組） | |
| ☆ 安心安全な食物アレルギー対応への施設整備と運営 | |

③ 思春期対策

- ☆ 思春期の心と体の健康づくりに関する正しい知識の普及を図るため、学校等関係者と連携し、情報提供や健康教育等を実施します。また、命を育むことの大切さや望ましい時期についても啓発します。
- ☆ 思春期保健の充実に向け、学校・保健福祉事務所・医療機関などの関係機関と連携を図ります。

【主な事業】

- | | |
|--------|-------------|
| ☆ 命の学級 | ☆ 思春期保健連携会議 |
|--------|-------------|



④ 若者の職業的自立のための支援

- ☆ 将来、地域での就業を促進するため、小中学生のころから地元の産業や仕事の魅力に触れ、地域に愛着を感じてもらうとともに職業意識を高めるキャリア教育（職業体験、職場見学会など）の推進を図ります。
- ☆ ハローワーク、上田職業安定協会などの関係機関と連携し、高校生や大学生等を対象とした事業所説明会、就活フェアや就職相談会を開催し、地域企業との雇用マッチングに向けた取組を推進します。
- ☆ 地域企業におけるインターンシップの効果的な導入の支援や、地元で働く若手社員と若者が交流できる機会を設けるなど、上田で学び育った若者や地元を離れた若者の地域企業への就職促進に一層取り組みます。
- ☆ ジョブカフェ信州^(注)や若者サポートステーション・シナノ^(注)と連携し、若者に対する就職支援事業の充実を図ります。

【主な事業】

- ☆ 小中学生の職業体験、職場見学会の開催
- ☆ インターンシップ事業の推進
- ☆ 事業所説明会、就活フェア、就職相談会等の開催
- ☆ 高校の進路指導教諭と求人企業の人事担当者の情報交換会の開催
- ☆ 企業ガイドブックの作成やウェブサイトによる地域企業情報の提供
- ☆ ジョブカフェ信州^(注)、若者サポートステーション・シナノ^(注)と連携した就職個別相談や就職支援セミナーの開催

⑤ 児童・青少年の健全育成の推進

- ☆ 防犯ボランティア等によるパトロール活動、青色回転灯防犯パトロールカーでの下校時間帯のパトロール活動を継続実施するとともに、地域団体や警察等関係機関と連携・協力を図り、こどもに関わる犯罪・被害等の情報共有及び提供の充実に努めます。
- ☆ 「地域のこどもは地域で育てる」ことを目標に、自治会・青少年団体・学校・公民館が連携をとりながら青少年健全育成運動を推進します。青少年の健全育成のための各種講座を開催します。
- ☆ こどもの自然体験、生活体験の充実を図ります。



- ☆ 高齢者、異年齢児、外国につながる住民、障がい者等の地域のさまざまな人と交流する等の社会的な経験の充実を図ります。
- ☆ 家族の団らん、家庭におけるお手伝いや生活習慣の確立など、家庭教育の意識啓発を図ります。
- ☆ 児童・青少年の健全育成と非行防止のため、関係機関、関連団体、地域と密接な連携を図ります。
- ☆ 学校と保護者や地域住民がともに知恵を出し合い、協働しながら子どもたちの豊かな成長を支えていく「地域とともにある学校づくり」を進めます

【主な事業】

- | | |
|---|---------------------|
| ☆ 防犯ボランティア等によるパトロール活動 | ☆ 公民館、青少年団体等による体験活動 |
| ☆ 「 <u>家庭の日</u> ^(注) 」普及活動と作文等の募集 | ☆ 街頭補導活動 |
| ☆ 「心の教育推進プラン」の推進 | ☆ 地域学校協働活動の推進 |



基本目標2

きめ細やかな支援で子どもや家庭を支えます

基本施策（1）支援が必要な子ども・家庭への支援の充実

現状と課題

【発達に遅れや偏りがある子どもについて】

- ★ ニーズ調査では、「病気や発育・発達」「子どもとの接し方」について悩んでいる保護者が前回のアンケート調査と比較すると増加しています。このような状況の中、子どもの発達に関する相談窓口として設置されている発達相談センターでは、心理士、作業療法士等の専門職により乳幼児期から子どもの発達や特性に応じた支援や相談、また育てにくさを感じている親支援の事業の充実を図ってきました。発達支援については、保育所や学校等で子どもの特性に合った適切な支援や、関係機関との連携が必要とされています。
- ★ 発達相談センターが、子どもの発達が気になったときに相談ができる窓口としての周知が必要となっています。
- ★ 発達障がいを診察できる医師が限られており、慢性的な受診待ちの状況となっていることから、専門医師の確保が必要とされています。
- ★ 幼児の健診の結果では、発達の経過観察が必要な子どもが増加傾向にあります。子どもの健やかな成長と発達を促すためには、保護者の適切な関わり方を支援するとともに、子どもの年齢や発達段階に合わせて関係機関と連携し、早期に支援することが必要です。

【障がいのある子どもについて】

- ★ 多様化する障がいのある子どもへの支援のニーズにきめ細かく対応するため支援の拡充が図られ、福祉サービスの利用が増加しています。早期発見、早期支援、その子どもと家族のニーズに応じたきめ細やかな家族に寄り添った継続的な支援を行う必要があります。
- ★ 医療技術の進歩等を背景として、人工呼吸器、経管栄養、たん吸引といった医療的ケアが必要な子どもが増加傾向にあります。地域において必要な支援を円滑に受けることができるよう、保健、医療、福祉その他の各関連分野の支援を行う機関との連絡調整を行うためのさらなる体制整備を図ります。



- ★ 療育のための通所施設として、児童発達支援センター、放課後等デイサービス^(注)事業所があります。利用を希望する、支援が必要な方は定員に対して多く、利用ニーズの拡大に応じた社会資源の一層の整備、充実が求められます。関係機関と連携して対応していく必要があります。
- ★ 保育所、幼稚園における障がいのあるこどもの入園が増加していることから、研修等を通じて、障がいに対する理解を深め、専門的な対応が可能な体制の強化を図るとともに、医療的ケアの必要なこどもについても、集団生活の中で健やかな成長を育むことができるよう、受入態勢を整備する必要があります。

【ひとり親家庭について】

- ★ 近年、社会情勢の変化とともに、結婚観や家族観の違いなどのさまざまな理由により、未入籍による出産や離婚など、ひとり親家庭は一定の世帯数で推移しています。令和5年度の上田市におけるひとり親家庭数は2,059世帯で、このうち母子家庭が1,757世帯、父子家庭が302世帯です。ひとり親家庭は、子育てや家事、生計の維持をひとりで担わなければならないため、日常生活面においてさまざまな困難に直面していることから、総合的な家庭支援が必要とされています。

【外国につながるこどもについて】

- ★ 上田市には、おおよそ60ヶ国を超える、4,000人程の外国籍の人が、さまざまな言語で生活しています。外国籍市民は増加及び定住化傾向であり、子育て、教育、健康、住居、就労等生活者としてさまざまな課題が生じていて、高齢化問題も徐々に出てきています。また『出入国管理及び難民認定法』の改正^(注)により、今後さらに多くの外国籍市民が増えることが予想されます。
- ★ 外国につながる市民が地域に長く住み続けていくためには、市民の自立と社会参加を促していく必要があります。なかでも、親世代の定住化により、日本に長くとどまるようになる外国につながるこどもたちは、ともに将来のまちづくりを協働して支える担い手となることから、市として自立に向けた総合的な取組が必要です。

【こども・若者の自殺対策について】

- ★ 全国の令和5年の児童生徒の自殺者数は513人と高い水準となっており、市の現状は、令和元年から令和5年までの直近では、その前の5年間と比べると10代の自殺者数は増加しています。



- ★ 令和4年度健康づくり計画策定のための中学生・高校生対象のアンケート調査では、「困ったときや悩んだときに、誰に相談しますか」の問いに対し、16.2%の生徒が「相談しない」と回答しています。困難に直面したときには、自ら信頼できる人に相談できるようになるための取組や相談しやすい環境を作ることが必要です。

【性的マイノリティ（少数者）^(注)について】

- ★ 性的指向や、性自認（性同一性・ジェンダーアイデンティティ）^(注)に悩む人はこども・若者にもいます。市が実施した中高生アンケートでは「性的マイノリティ^(注)への理解」を希望する声もあり、性別に関わらず誰もが生きやすい社会実現のために、多様性を受容し合うダイバーシティの感覚を広め、多様な性を認め合っていくことが重要です。

施策の内容

① 発達に遅れや偏りがあるこどもへの支援の充実

- ★ 乳幼児健診や教室において、各月齢の発達の確認を保護者とともに行い、必要に応じて、発達の相談や親子教室等の支援を行います。また、医療機関や関係機関と連携し早期に支援できる体制整備に努めます。
- ★ こどもの発達が気になったとき、こどもに関わる保育所、幼稚園、学校及び行政それぞれの関係機関が連携して相談、支援ができる体制の充実を図ります。
- ★ 市独自の支援ノート「つなぐ」を活用して、成長段階に応じた継続支援を行います。
- ★ 発達障がいに関する正しい理解と対応のための講演会や、保護者支援のための教室の開催等の充実を図ります。

【主な事業】

- | | |
|---|--|
| ★ 発達相談センターで行う各種教室、相談 | ★ 市民向け発達講演会の開催 |
| ・専門職（専門医）による発達相談 | ★ 支援ノート「つなぐ」の発行と利用促進 |
| ・親子教室たんぼぼ | ★ 発達を促す相談（ <u>P T相談・O T相談</u> ^(注) ） |
| ・たんぼぼ広場 | ★ 発達心理相談（育児相談） |
| ・感覚を育てる運動教室 | ★ すまいる広場（親子教室） |
| ・ペアレント・トレーニング（保護者・支援者向け） | ★ ことばの相談 |
| ・保育所、幼稚園、 <u>認定こども園</u> ^(注) 巡回相談 | ★ 発達支援教室 |
- ★ 乳幼児自閉症チェックリスト（M-C-H-A-T）による発達確認



② 障がいのある子どもへの支援の充実

- ☆ 身近な地域で安心して生活ができるために、地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するとともに、関係機関と連携して福祉サービスの充実を図ります。
- ☆ 医療的ケアが必要な子どもが、地域において必要な支援を円滑に受けることができるよう、保健、医療、福祉その他の関係機関が連携して支援できる体制の構築を図るとともに、地域の実情を鑑みながら、保育所等における受入態勢の整備を図ります。また、安全・安心に学校生活を送れるよう、看護師を配置するとともに、医療機関との連携を図ります。
- ☆ 医療的ケアが必要な子どもとその家族には、医療的ケア児等コーディネーター等と連携し、保護者に寄り添い、病院から在宅への生活が円滑に移行できるよう関係者との調整を図ります。
- ☆ 障がいを早期に発見し、適切な保育や教育に向けた支援を行うために、保育士・幼稚園教諭の資質向上に向けた研修や専門職による巡回指導、保護者に対する支援などの充実を図ります。
- ☆ 重度の障がいのある子ども（障がい児）を持つ家庭の経済的支援を図るため、障がい児の医療費を助成するとともに、発達障がい等、支援を必要とする児童生徒に対して、学習生活上のサポートや学校教育活動上の日常生活の介助を行うため、小中学校へ特別支援教育支援員を配置します。
- ☆ 「発達相談センター」と「教育相談所」を一体化し、就学前の支援を就学後に切れ目なくつなげ、就学後の学習面や生活面で困難が見られる児童生徒へ、速やかに適切な特別支援教育につなげていく体制の構築を図ります。

【主な事業】

- | | |
|------------------------------------|-----------------------|
| ☆ 発達支援連携会議 | ☆ 障害者手帳の受付、相談 |
| ☆ 障がい児福祉サービスの提供 | ☆ 自立支援医療給付 |
| ・ 児童発達支援 | ☆ 福祉医療費給付金事業 |
| ・ <u>放課後等デイサービス</u> ^(注) | ☆ 専門職による巡回指導事業 |
| ・ 保育所等訪問支援 | ☆ 発達支援担当保育士研修事業 |
| ・ 居宅訪問型児童発達支援 | ☆ 特別支援教育支援員の配置 |
| ・ 障害児相談支援 | ☆ 特別支援教育就学奨励費の支給 |
| ・ 地域生活支援事業(日中一時、移動支援)等 | ☆ 子ども発達教育総合支援センター構築事業 |



③ ひとり親家庭への支援

- ☆ ひとり親家庭の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図るための経済的支援、ひとり親及びその子の医療費の助成を行います。また、経済的な理由で小中学校に就学することが困難なこどもの保護者へ、学校教育活動に必要な費用について支援を行います。
- ☆ 就業の際に有利であり、生活の安定につながる資格取得に対する支援を行います。
- ☆ 母子・父子自立支援員による生活全般の相談支援、支援施策に関する情報提供などにより、ひとり親家庭の生活・子育てを支援します。

【主な事業】

- ☆ 児童扶養手当の支給
- ☆ ひとり親家庭生活・学習支援事業
- ☆ 母子父子寡婦福祉資金の貸付
- ☆ 福祉医療費給付金事業（母子・父子）
- ☆ 自立支援教育訓練給付金の支給
- ☆ 要保護及び準要保護児童生徒援助費の支給
- ☆ 高等職業訓練促進給付金及び修了支援給付金の支給
- ☆ ひとり親家庭自立支援相談の実施、相談員の設置

④ 外国につながるこどもへの支援・配慮

- ☆ 就園機会の確保や保護者への支援として必要な手続き等の情報提供に努め、関係課との連携により、各種通知等の翻訳や通訳同行を行うとともに、外国につながるこどもたちの進路選択の幅を広げるため、教育を受ける環境の提供と進学・就労に関する援助を行います。
- ☆ 外国の文化・習慣・指導上の配慮等について、保育所等職員の理解を深め、外国につながるこどもなどが園生活に慣れるよう配慮します。
- ☆ 市内小中学校に在籍する外国につながるこどもに、日本の生活習慣の指導を行い学校生活への早期適応を図るとともに、日本語の教育・指導をし、授業における学習の補助を行います。

【主な事業】

- ☆ 入学前の就学案内（教育ガイダンス、進学ガイダンス）
- ☆ 学校への学習支援ボランティアの派遣
- ☆ 学校における国際理解教育
- ☆ 集中日本語教室「虹のかけはし」
- ☆ 外国人児童生徒生活支援員の配置



⑤ こども・若者の自殺対策の推進

- ☆ 命の大切さを実感できる教育や様々な困難・ストレスへの対処方法を身に付ける教育、こころの健康の保持に係る教育を実施します。
- ☆ 自殺に対する誤った認識や偏見をなくし、困ったときには周囲に助けを求めることが適切であるということを周知・啓発します。
- ☆ 児童生徒が、つらい気持ちをひとりで抱え込まず、先生や家族など身近な大人に相談することができるようになるための具体的かつ実践的な方法等を習得する教育を推進します。
- ☆ こどもからの相談を受け止める大人に対し、こどもたちの変化に気づく目を養い、また、相談を丁寧に受け止めること、適切な支援に繋ぐための研修等を実施し、相談体制の強化や相談しやすい環境作りを推進します。
- ☆ 自殺対策は、様々な分野の施策・組織・人々が密接に連携する必要があるため、地域や教育関係機関等とのネットワークの構築及び連携強化を図ります。

【主な事業】

- | | |
|---|---|
| ☆ 関係機関や団体、学校、庁内関係課の連携推進 | ☆ <u>チャイルドライン</u> ^(注) 事業への支援 |
| ☆ ゲートキーパー養成研修会 | ☆ スクールカウンセラーの派遣 |
| ☆ 心の教室相談員の配置 | ☆ 重層的支援体制の整備 |
| ☆ 命の学級 | ☆ SOSの出し方に関する教育の実施 |
| ☆ 就労サポートセンターでの就労支援・労働相談 | |
| ☆ <u>若者サポートステーション・シナノ</u> ^(注) での保護者相談 | |
| ☆ <u>若者サポートステーション・シナノ</u> ^(注) での臨床心理士カウンセリング | |

⑥ 性的マイノリティ（少数者）^(注)への支援

- ☆ 講演会・セミナーの開催、広報誌やホームページ等を活用した啓発活動により、家庭や職場、地域において、性の多様性が理解される取組を推進します。
- ☆ 相談対応等支援、公文書における性別記載のあり方の検討、長野県パートナーシップ制度^(注)の運用などにより、性的マイノリティ（少数者）^(注)に寄り添った支援体制づくりに努めます。
- ☆ 当事者である児童生徒が相談しやすい環境を整備し、児童生徒の思いに寄り添った適切な配慮、支援を行います。



【主な事業】

- ☆ 学校や地域（職場等）における理解促進
- ☆ スクールカウンセラーの派遣
- ☆ 心の教室相談員の配置



基本施策（２）児童虐待等防止対策と社会的養護体制の充実

現状と課題

- ★ 平成 28 年度に『児童福祉法』が改正され、すべての児童が適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立を保障されること等といった権利を有することが明確化されました。しかしながら、こどもへの身体的・精神的な暴力、養育拒否などの児童虐待は年々増加傾向にあり、令和 5 年度の上田市における児童虐待相談件数は 247 件ありました。全国的には、こどもの生命が奪われるなどの重大な事件が後を絶たない状況の中で、児童虐待問題は社会全体で早急に解決すべき重要な課題となっており、早期発見、早期対応につなげるために、関係機関の連携による対応が必要となっています。
- ★ 児童虐待は、どの家庭にでも起こり得るものであり、子育て支援策を通して発生の予防に努めるとともに、早期発見、迅速・的確な対応のためには、専門的な資格を有する人材等を育成し、妊娠期から社会的自立に至るまで切れ目なく包括的・継続的な支援が行われるよう、体制の充実が必要です。
- ★ こどもや子育て中の親が孤立することがないように、地域社会全体で子育てを支えていくための支援の充実や意識の醸成が肝要です。
- ★ 令和 6 年施行の「子ども・子育て支援法^(注)等の一部を改正する法律」において「子ども・若者育成支援推進法^(注)」が改正され、国・地方公共団体等が各種支援に努めるべき対象にヤングケアラー^(注)が明記されました。ヤングケアラー^(注)は、本来大人が担うと想定される家事や家族の世話などを日常的に行っている者として、大きな社会問題になっています。しかし、ヤングケアラー^(注)とお手伝いの境界が曖昧であったり、家族やケアラー自身に自覚がなく、又、家庭内の問題であるため表面化しにくく深刻化しやすい傾向があります。この状態が継続した場合には、そのこどもの生活・健康・その後の人生においてマイナスな影響が生じる可能性があることから、周囲の大人等が理解を深め、家庭においてこどもが担っている家事や家族のケアの負担に気づき、必要な支援につなげることが重要です。

第 1 章

第 2 章

第 3 章

第 4 章

第 5 章

第 6 章

資料編



施策の内容

① 児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応

- ☆ こどもの人権の尊重、保護の促進について定める『子どもの権利に関する条約』及び『児童福祉法』に基づき、こどもの視点に立った支援を推進します。
- ☆ こどもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、こども等に関する相談全般から通所・在宅支援を中心とした専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務までを行う「子ども家庭総合支援拠点^(注)」を設置し、あわせてすべての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う「こども家庭センター^(注)」とともにし、虐待等発生の未然防止、発生時の早期発見、早期対応のための機能強化を図ります。
- ☆ 虐待通報や個別のケース対応にあたる市職員が講習会等に参加し、対応能力の向上を図ります。
- ☆ 妊娠期から支援を必要とする家庭と早期に関わりを持つとともに、乳幼児健康診査等の母子保健事業や乳児家庭全戸訪問で家庭状況を把握し、関係機関と連携を取ることで、虐待発生の未然防止に努めます。
- ☆ 学校にスクールソーシャルワーカー及びスクールカウンセラーを配置し、児童虐待の早期発見への対応や発見時において児童に対する心のケア等を行います。

【主な事業】

- ☆ こども家庭センター^(注)の設置、運営
- ☆ 妊娠届出時の妊婦への個別面接・相談
- ☆ 乳児家庭全戸訪問事業

② ヤングケアラー^(注)に対する支援の充実

- ☆ ヤングケアラー^(注)はこどもが自ら困難を訴えにくく把握しづらい問題です。問題を抱えるこどもたちが孤立せず、適切な支援を受けられるよう、早期把握・早期支援に努めます。
- ☆ 国・県等による広報啓発の実施に加え、ヤングケアラー^(注)に対する理解や気づきにつながる効果的・積極的な広報啓発を実施します。
- ☆ ヤングケアラー^(注)の個別具体的な支援につなげるため、ヤングケアラー^(注)の実態把握が必要で、学校等の関係機関を通じるなどの効果的な調査について検討します。



【主な事業】

- ☆ 子育て世帯訪問支援事業

③ 関係機関との連携強化及び相談・啓発活動の充実

- ☆ 虐待を受けた児童に対する支援体制の強化及び医療、警察、保健、福祉、教育などの関係機関が連携して児童虐待への対応を行うために設置した「要保護児童対策地域協議会^(注)」により、関係機関との情報の共有、連携強化を図ります。
- ☆ 家庭における適切な児童養育、その他家庭における児童福祉の向上を図るため、家庭児童相談員を配置するとともに、相談に応じ必要な助言や支援を行います。
- ☆ 講演会や啓発活動を通じて、児童虐待の防止やヤングケアラー^(注)の理解等に努めるとともに、虐待通告への協力を広く呼びかけ、地域の理解を深めます。

【主な事業】

- ☆ 要保護児童対策地域協議会^(注)の開催
- ☆ 家庭児童相談の実施、相談員の設置
- ☆ チャイルドライン^(注)事業への支援
- ☆ 児童虐待防止、ヤングケアラー^(注)等講演会の開催
- ☆ 児童虐待防止、ヤングケアラー^(注)等啓発活動の実施

④ 社会的養護の充実

- ☆ 保護、適切な養育が必要な児童の最善の利益となるよう、児童相談所等の関係機関とさらなる連携強化を図ります。また、児童の家庭・社会復帰などの支援について関係機関との連携を図ります。
- ☆ こどもの養育について支援の必要性が高いと判断する家庭に対して、保健師・助産師・看護師等が訪問して助言・指導を行うことにより、適切な養育が行われるための支援を行います。
- ☆ 家事・育児に対して不安・負担を抱えながら子育て等を行い、こどもの養育だけでなく保護者（妊産婦を含む）自身が支援を必要とする家庭、またヤングケアラー^(注)がいる家庭の居宅を訪問し、不安や悩みを傾聴するとともに家事・育児等の支援を行います。
- ☆ 配偶者からのDVや保護者の疾病、仕事等により家庭でこどもを養育することが一時的に困難になった場合に、こどもが安心して生活できる環境が必要であることから、施設におい



て一時的に保護・養育を行うショートステイ事業の実施や、母子生活支援施設の運営等を実施します。

- ☆ 子育て中の親が孤立しないよう、地域子育て支援拠点事業や利用者支援事業で子育てに関する情報発信や相談を行い、子育ての悩みや不安感の緩和を図ります。
- ☆ 民生委員・児童委員及び主任児童委員等と連携し、地域における見守り体制の充実に努めます。
- ☆ 各地域で民間団体の有志が行っているこどもの居場所づくり事業^(注)の周知等をサポートします。

【主な事業】

- | | |
|---|------------------------|
| ☆ 子育て世帯訪問支援事業 | ☆ 見守りし合わせ支援事業 |
| ☆ 夜間支援事業(トワイライトステイ事業) | ☆ 子育て短期支援事業(ショートステイ事業) |
| ☆ 専門的相談事業 | ☆ 母子生活支援施設の運営 |
| ☆ 地域子育て支援拠点事業 | ☆ 利用者支援事業 |
| ☆ <u>こどもの居場所づくり事業</u> ^(注) への支援 | |



基本施策（3）こどもの貧困対策の推進

現状と課題

- ★ 未来を担うこどもたちが、自分の可能性を信じて前向きに挑戦することにより、未来を切り拓いていけるようにすることは、こども自身にとっても社会にとっても必要です。しかしながら現実には、こどもたちの将来がその生まれ育った家庭の事情等に左右されてしまう場合が少なくありません。いわゆる「貧困の連鎖」によってこどもたちの将来が閉ざされることがないようにこどもたちの成育環境を整備するとともに、すべてのこどもに平等な教育機会を与え、保護者への生活の支援、就労支援などとあわせて、こどもの貧困対策を総合的に推進することが何より重要です。
- ★ 令和4年度に長野県が実施した「長野県子ども子育て家庭の生活実態調査」によると、上小地域では生活困窮家庭の割合が7.5%、周辺家庭の割合が13.3%でした。
- ★ ニーズ調査では、「過去1年間に経済的な理由により困ったことがあった・ときどきあった・まれにあった」と回答した家庭は、2割程度ありました。また、生活に困った場合について受けたい支援では、「生活や就学のための経済補助」「保護者がいない時や面倒を見られない時の預かり支援」「安価な食事の提供」「地域における子どもの居場所の提供」などの割合が高く、保護者の就労や経済的な支援だけでなく、こどもへの学習支援や家庭全体への生活の支援、地域で支える仕組みが必要です。
- ★ こどもの貧困対策に取り組むにあたっては、こどもの貧困の実態を適切に把握した上で施策を推進していく必要があります。また、対象となるこどもに対する差別や偏見を助長することのないよう十分留意しなければいけません。
- ★ こどもの貧困対策は、こどもの成長段階に即して切れ目なく必要な支援を行い、生活保護世帯のこども、ひとり親家庭のこどもなど、支援を要する緊急度の高いこどもに対して優先的に施策を講じるよう配慮する必要があります。
- ★ 生活困窮家庭は、自ら困難を訴えることが少ないことから、早期発見、早期支援に努め、社会的孤立に陥ることのないよう、相談事業の充実を図り、こども及びその保護者の対人関係の持ち方や社会参加の機会等にも配慮して対策に取り組む必要があります。



施策の内容

① 早期発見のための取組

- ☆ 保健、福祉、教育などの関係機関が連携して、切れ目のない支援を行う中で、家庭状況の把握に努めます。
- ☆ こどもの貧困の実態は、見えにくく、捉えづらいことから、貧困家庭の孤立化の防止や、要支援家庭の課題を早期に発見するため、関係機関等と連携・協力して実態を適切に把握するとともに、積極的な訪問の実施や相談事業等を行うことにより早期発見、支援につなげる体制を強化します。また、生活相談で可能な限り世帯状況を把握して、関係課に支援対策の協力を求めます。
- ☆ 妊娠届出の際、経済的な課題を抱えている妊婦に対し、相談窓口を案内し早期対応を実施します。
- ☆ 保育所等は、こども達の心身の健全な発達にふさわしい生活の場を提供するという役割に加え、こどもや保護者の心身の状況にいち早く気づき、日々の関わりの中で家庭の状況や問題を把握し、適切な支援に結び付けます。

【主な事業】

- ☆ 生活保護法、生活困窮者自立支援制度
- ☆ 妊婦届出時の妊婦への個別面接・相談
- ☆ 乳児家庭全戸訪問事業
- ☆ 要保護児童対策地域協議会^(注)の開催
- ☆ 家庭児童相談の実施、相談員の設置
- ☆ チャイルドライン^(注)事業への支援
- ☆ 養育支援訪問事業
- ☆ 見守りし合わせ支援事業
- ☆ 子ども家庭総合支援拠点^(注)及び、こども家庭センター^(注)の運営

② 教育の支援

- ☆ 『生活保護法』の適用により、義務教育に要する費用を支給するとともに、高等学校等への進学を支援します。
- ☆ ひとり親家庭のこどもが経済的理由で学びたいことが学べないといった進路の選択肢が限られることがないよう、こどもたちの学びの機会を応援します。



- ☆ こどもが小中学校に就学するにあたり、経済的な理由で困窮する保護者へ、学校教育活動に必要な費用について支援を行います。

【主な事業】

- ☆ 生活保護法、生活困窮者自立支援制度（子どもの学習・生活支援事業）
- ☆ ひとり親家庭等生活・学習支援事業
- ☆ 要保護及び準保護児童生徒援助費の支給

③ 生活の支援

- ☆ 貧困の連鎖を予防する観点から、『生活保護法』の適用により、最低限度の生活を保障するとともに、ひとり親家庭のこどもに対し、基本的な生活習慣の習得支援、学習支援等を行い、自立の助長、生活の向上を図ります。
- ☆ 子育てと就業の両立など、ひとり親家庭の親の様々な課題に対応した相談・支援を行い、生活の安定を図ります。

【主な事業】

- ☆ 生活保護法、生活困窮者自立支援制度
- ☆ ひとり親家庭等生活・学習支援事業
- ☆ 自立支援教育訓練給付金の支給
- ☆ ひとり親家庭自立支援相談の実施、相談員の配置
- ☆ 高等職業訓練促進給付金及び修了支援給付金の支給



④ 保護者に対する就労の支援

- ☆ 離職者に対する生活困窮者自立支援制度の就労支援事業の活用を条件とした家賃補助を行います。
- ☆ 就労支援事業や就労準備支援事業を提案し、自立に向けた支援を行います。
- ☆ ハローワーク等と連携し、就業相談への対応や就業情報の提供、職業紹介等を行います。
- ☆ 母子・父子自立支援員による生活全般の相談支援、支援施策に関する情報提供などにより、ひとり親家庭の生活・子育てを支援します。
- ☆ ひとり親家庭に対して就業に有利であり、生活の安定・向上につながる資格取得や学び直しを支援します。

【主な事業】

- ☆ 生活保護法、生活困窮者自立支援制度
- ☆ 自立支援教育訓練給付金の支給
- ☆ 母子父子寡婦福祉資金の貸付
- ☆ ひとり親家庭自立支援相談の実施、相談員の配置
- ☆ 高等職業訓練促進給付金及び修了支援給付金の支給

⑤ 経済的支援

- ☆ 『生活保護法』の適用により、最低限度の生活を保障し、経済的な安定を図ります。
- ☆ 経済的な理由により必要な医療が受けられないことがないよう、18歳に到達した年度末までの児童及びひとり親家庭に対し、医療費を助成します。
- ☆ 家計の収支を把握し、家計再生支援を行います。また、家賃負担の軽減が必要な場合には、家計改善のため、家賃の低廉な住宅への転居のための初期費用を補助します。
- ☆ ひとり親家庭の生活の安定と自立を助けるため、児童扶養手当の支給や福祉資金貸付金等による経済的支援を行います。

【主な事業】

- ☆ 生活保護法、生活困窮者自立支援制度
- ☆ 福祉医療費給付金事業
- ☆ 児童扶養手当の支給
- ☆ 母子父子寡婦福祉資金の貸付



⑥ 地域活動への支援

- ☆ 家庭の孤立化を防ぐため、学校や保育所、民生委員・児童委員及び主任児童委員等と連携し、地域における見守り体制の充実を図ります。
- ☆ こどもの孤立化を防ぐため、各地域で民間団体の有志が行っているこどもの居場所づくり事業^(注)やフードバンク事業^(注)等をサポートします。
- ☆ 地域住民がこどもの貧困の状況・背景を理解し、学習支援、居場所づくり等を支えていく取組につなげていきます。

【主な事業】

- ☆ 要保護児童対策地域協議会^(注)の開催
- ☆ こどもの居場所づくり事業^(注)への支援
- ☆ フードバンク事業^(注)への支援
- ☆ チャイルドライン^(注)事業への支援
- ☆ こどもの貧困の状況・背景を住民向けに啓発する活動



基本目標3

安心して子育てができる体制を整えます

基本施策（1）子育て家庭への相談・情報提供の充実

現状と課題

- ★ 家族の構成や兄弟姉妹の数が減っていることなどから、こどもが生まれるまで、子育てを経験したことがない人が増えてきており、「こどもの育て方が分からない」など育児に不安を感じている人は少なくありません。
- ★ インターネットの情報に振り回される親たちもおり、混乱・誤解、あるいは基本的な知識や情報の欠落のために、子育てのつまずきのリスクも高くなっています。
- ★ 身近に困りごとや不安を気軽に相談できる相手がいない、また、悩みを相談できないなど孤独な環境で子育てする人も増えてきています。
- ★ ニーズ調査によると、日ごろから日常的にこどもをみてもらえる親族・知人が「いる」割合は30.5%、「いずれもない」の割合は12.8%でした。また、子育てをする上で、気軽に相談できる人・場所の有無は、「いる／ある」の割合が92.6%で、「いずれもない」の割合は6.7%でした。こうした傾向は前回（平成30年度）調査結果と同様、比較的に上田市で居住する年数が短い方にあり、上田市に移住・定住する上で、相談体制の充実とわかりやすい情報の提供が必要となっています。
- ★ 子育ての環境整備の充実のために希望する支援策について、「子どもの発達に関する相談事業や支援を充実して欲しい」の割合が就学前児童の保護者で18.2%、就学児童の保護者で17.5%でした。
- ★ 子育てに関する不安感・負担感を持ち、子育て家庭の戸惑いや、生活の変化、日常生活を支えるための相談事業に対するニーズは高いものがあります。
- ★ 子育て支援センターや子育てひろばでは、子育てに関する相談業務、講座の開催、情報発信を行っています。ニーズ調査では、子育て中の親同士など地域の人と情報交換や交流できる場や機会を設けてほしいという要望も引き続き多くあります。
- ★ 子育てには、母親、父親だけでなく、祖父母や地域の方のサポートが必要であり、家庭以外の多くの人の関わりがこどもの人間形成においても不可欠となっています。
- ★ 出生数は減少傾向にある一方で、都心から最短で80分というアクセスの良さと、降水量が少なく日照時間が長いという気象条件の良さ、また災害の少ない穏やかな気候風土の良さから、転入者数は転出者数を上回っています。こうした状況から、人口の減少化にあって



は、移住定住者支援は重要な施策となっています。このため、上田市の魅力を発信し、近い将来の上田市民となっただけできるよう、体験ツアーの開催や情報の提供などの充実が必要となっています。

施策の内容

① 子育て相談体制の充実

- ☆ 子育て家庭の身近な場所において、不安や孤立感を抱えやすい低出生体重児や多胎児などの養育をしている個々のケースに適切に対応できるよう、各種相談や情報提供の充実を図ります。関係機関と連絡調整を図るとともに、相談機関の周知や利用しやすい体制整備に努めます。
- ☆ 上田市への移住を検討する子育て世代に対し、移住セミナー時に「子育て応援ハンドブック^(注)」等により子育て支援情報の提供を行います。
- ☆ 移住体験ツアーでの子育て支援施設等の見学会を実施します。
- ☆ 保育所・幼稚園等では、未就園の乳幼児を持つ家庭を対象とした園開放や育児講座を行うことで、就園前の不安感の緩和を図ります。
- ☆ 子育てに関する総合的な窓口として、「こども家庭センター^(注)」の機能強化を行います。
- ☆ 子育て支援に関する、多様なニーズに対応するため、研修などを通して支援者の質の向上を図ります。
- ☆ 孫育て応援ハンドブックを作成し、祖父母が孫育てに関われるよう応援します。
- ☆ AI や IOT^(注)などの新たな情報通信技術を活用した子育て支援情報の発信や相談機能の充実を検討します。

【主な事業】

- | | |
|------------------------|---|
| ☆ 利用者支援事業 | ☆ 地域子育て支援拠点事業 |
| ☆ 保育所・幼稚園等における園開放情報の提供 | ☆ 子育て支援情報のメール配信 |
| ☆ 子育て支援センター通信発行 | ☆ <u>子育て応援ハンドブック</u> ^(注) の配布 |
| ☆ 孫育て応援ハンドブックの作成、配布 | ☆ 母子健康手帳アプリ |
| ☆ 育児 110 番 | ☆ 園開放 |
| ☆ 育児講座 | ☆ 移住セミナー |
| ☆ 移住体験ツアー | |



② 子育てに関する情報発信の充実

- ☆ 上田市への移住を検討する子育て世代に対し、移住セミナー時に「子育て応援ハンドブック^(注)」等により子育て支援情報の提供を行います。
- ☆ 移住体験ツアーでの子育て支援施設等の見学を実施します。
- ☆ こどもまたはその保護者の身近な場所等で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供を行います。
- ☆ 市の広報・ホームページ・メール等を活用して、積極的に子育てに関する情報をよりわかりやすく市内外へ提供します。
- ☆ 孫育て応援ハンドブックを作成し、祖父母が孫育てに関われるよう応援します。
- ☆ 市公式 LINE や母子健康手帳アプリなどの新たな情報ツールを活用した子育て支援情報の発信や相談機能の充実に取り組みます。

【主な事業】

- | | |
|---|---------------------|
| ☆ 利用者支援事業 | ☆ 地域子育て支援拠点事業 |
| ☆ 子育て支援情報のメール・LINE 配信 | ☆ 母子健康手帳アプリによる情報の提供 |
| ☆ 子育て支援センター通信発行 | ☆ 孫育て応援ハンドブックの作成、配布 |
| ☆ <u>子育て応援ハンドブック</u> ^(注) の配布 | ☆ 民間との連携による情報の提供 |
| ☆ 保育所・幼稚園等における園開放情報の提供 | |
| ☆ 移住セミナー | ☆ 移住体験ツアー |

③ 地域子育て支援拠点事業の充実

- ☆ 乳幼児とその保護者の相互の交流の場の提供とともに、子育て講座、相談、情報提供を行い、地域の子育て支援機能の充実と地域全体で子育てを支援する基盤の形成を図り、こどもの健やかな育ちを促進するとともに、多様化する子育てニーズに対応し、子育ての不安感を緩和できる仕組みづくり、体制づくりを検討していきます。
- ☆ ニーズにあわせた出張相談会、サークル活動等の場の提供を引き続き行います。
- ☆ 施設のより良い環境づくりのため、施設整備（バリアフリー化、エアコン等空調設備、トイレ、照明設備、防犯・防災対策設備、ICT^(注)化設備等）や遊具等整備を推進し、利用者にとって安心・安全な施設環境の確保に努めます。



【主な事業】

- ☆ 地域子育て支援拠点事業
- ☆ 子育て支援センター通信発行
- ☆ 保育所・幼稚園等における園開放情報の提供
- ☆ 施設等の整備

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

資料編



基本施策（２）経済的負担の軽減

現状と課題

- ★ 20歳代や30歳代の若い世代が理想のこども数を持たない理由の一つとして「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」という理由があります。ニーズ調査によると、生活に困った場合について受けたい支援として、生活や就学のための経済補助が、就学前児童保護者及び小学生児童保護者ともに最も高くなっています。
- ★ 幼児教育の重要性や少子化を背景に、3歳以上児については、幼児教育・保育の無償化が実施され、無償化の対象が限定された3歳未満児についても、低所得世帯や多子世帯を対象に費用負担の軽減に取り組んできましたが、引き続き経済的負担の軽減に取り組む必要があります。

施策の内容

① 経済的負担の軽減

- ☆ 子育て世帯の経済的支援を図るため、18歳まで^(※)の児童を養育している方に児童手当を支給します。あわせて、出生から18歳まで^(※)のこどもの医療費を助成します。また、出産祝金を支給します。 (※)18歳に達する日以降の最初の3月31日まで
- ☆ 低所得世帯や多子世帯の保育料等の軽減措置の継続に取り組みます。
- ☆ 保育所等における副食費の負担軽減に取り組みます。
- ☆ 実費徴収に係る補足給付事業（新制度未移行の幼稚園における副食材料費の負担減免）に取り組みます。

【主な事業】

- | | |
|-----------------|--------------|
| ☆ 児童手当の支給 | ☆ 福祉医療費給付金事業 |
| ☆ 出産祝金給付事業 | ☆ 保育料の軽減措置 |
| ☆ 実費徴収に係る補足給付事業 | ☆ 就学援助制度 |
| ☆ 給付型奨学金制度 | |



② 幼児教育・保育の無償化の円滑な実施

- ☆ 幼児教育・保育の無償化における子育てのための施設等利用給付については、幼稚園等を利用する保護者の手続きの簡略化や施設の事務負担の軽減のため、原則、施設の法定代理受領による給付とし、法定代理受領による給付が難しい場合は、申請保護者への償還払いとします。

【主な事業】

- ☆ 子育てのための施設等利用給付

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

資料編



基本施策（3）いじめ防止の推進

現状と課題

- ★ 上田市の小中学校における令和5年度のいじめの認知件数は681件という状況です。いじめは、早期に発見し、速やかに対処することで重症化を防ぐことにつながることから、学校では「いじめの兆候」や「いじめの芽」の段階からいじめとして認知し、早い段階から教職員が児童生徒間でのトラブル等に積極的に介入し、いじめの解消に努めています。学校、家庭、地域、関係機関が連携した支援体制を整備し、すべての児童生徒が安心して登校し、学校生活を送ることができるよう、いじめ・不登校への防止対策を推進していく必要があります。
- ★ いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利の侵害や、心身の健全な成長、人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、児童生徒の生命や身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。特定の子どもに対する誹謗・中傷が絶え間なく集中的に行われ、被害が短期間で極めて深刻なものとなることがあります。
- ★ 子どもたちがスマートフォンを利用する機会は、近年急激に増加しています。子どもたちの生活スタイルや人間関係づくりの面で多大な影響を与えており、SNSを通じたいじめ問題が深刻化してきています。大人の目に触れにくく、誰により書き込まれたかを特定することが困難な匿名による場合が多く、安易に書き込みが行われる結果、子どもが簡単に被害者にも加害者にもなってしまふことがあります。

施策の内容

① いじめ防止への取組

- ★ 上田市いじめ防止基本方針を定め、いじめ問題対策連絡協議会を開催し、関係機関との情報共有を図ります。
- ★ 学校の教育活動全体を通じた人権意識の涵養、読書活動・幅広い体験活動などの推進により、児童生徒の社会性を育みます。これらの活動を通じ、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自他の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養います。



- ☆ いじめに関する校内研修を実施し、いじめ問題について全ての教職員で共通理解を図ります。また、児童生徒の表情、態度を日常的に観察するなど、教職員一人ひとりが対人関係のスキルや指導方法を高めます。
- ☆ 児童生徒に情報社会における正しい判断力や望ましい態度を育て、危険回避の方法を理解させるなど、教科学習のほか、道徳、学級活動などの中で関連性をもたせた情報モラル教育に取り込みます。
- ☆ いじめ問題に対する学校の考え方や取組を保護者や地域に周知し、共通認識に立った上で、いじめの防止のために、保護者との日常的な連携を深めます。

② 相談事業の推進

- ☆ 悩みを抱える児童生徒を支援するため、教育相談所による相談、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの派遣など相談体制の充実を図ります。
- ☆ いじめを受けている児童生徒等が相談しやすい環境を学校内に整備するため、きめ細かな相談に応じる相談員を全小中学校に配置します。また、児童生徒が不安や悩みを抱えたとき、どのように助けを求めればよいかを学ぶための授業を実施します。

【主な事業】

- ☆ 教育相談所による相談
- ☆ 心の教室相談員の配置
- ☆ 情報モラル教育の実施
- ☆ SOSの出し方に関する教育の実施
- ☆ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの派遣



基本施策（４）不登校対策の推進

現状と課題

- ★ 不登校児童生徒は全国的に増加傾向にあり、上田市における令和５年度中に年間３０日以上欠席した児童生徒は５５４人で、全児童生徒に占める割合は４．９％という状況です。その要因は一人ひとり異なり多様化・複合化しています。また、「学校にいたることが苦しい」「家から出ることが不安」など置かれる状況も様々であり、きめ細かな支援が必要です。
- ★ 不登校の期間が長期化すると、学習の遅れへの不安や過度に人目を気にする意識が高まるなど、他者との関わりを拒絶する傾向が見られ、将来的にひきこもりになってしまうことがあります。
- ★ 全ての不登校の児童生徒に学びの場を保障し、学びたいと思った時に学べる環境を整えるとともに、社会的な自立を促すための取組を推進していく必要があります。

施策の内容

① 不登校児童・生徒への支援

- ☆ 「小１プロブレム」「中１ギャップ」など、こどもの進級時や進学時の躓きを防止するため、「幼稚園・保育所と小学校」「小学校と中学校」間の円滑な移行のための連携の強化と適切な支援を行い、不登校の未然防止を図ります。
- ☆ 各学校で組織されている「不登校対策指導委員会」を中心に、不登校傾向の児童生徒に対して組織的な対応を行います。

② 相談事業の推進

- ☆ 教育相談所、ふれあい教室、家庭、学校、民間施設等が連携し、児童生徒の状況に応じた、個別最適化されたきめ細かな支援を行います。
- ☆ 心の教室相談員の配置、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの派遣を通じ、組織的な支援を行います。また、各学校におけるスクリーニング会議を通じて、児童生徒の現状把握や支援方針等の確認を行い、適切な支援を早期に実施します。



【主な事業】

- ☆ 教育相談所による相談
- ☆ スクリーニング会議
- ☆ 校内サポートルームの設置
- ☆ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの派遣
- ☆ 移行支援会議
- ☆ ふれあい教室の設置
- ☆ 民間施設等との連携・支援



第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

資料編



基本目標4

地域全体で子育てを支えます

基本施策（1）地域コミュニティの中でこどもを育む

現状と課題

- ★ 核家族化の進展や地域とのつながりの希薄化により、祖父母や近隣の住民等から、日々の子育てに対する助言や支援、協力を得ることが困難な状況にあります。
- ★ ニーズ調査では、上田市での居住年数が1年、5年未満などの短い家庭において、気軽に相談できたり、緊急時等にこどもをみてもらえたりする方の存在がいない割合が高くなっています。また、小学生保護者に対するニーズ調査において子育ての環境整備の充実として「子育て中の親同士で子育てを手伝いあえる仕組みが欲しい」の割合が、前回（平成30年度）調査より増加しています。
- ★ こどもの健やかな育ちと子育てを支えることは社会全体で取り組むべき最重要課題であり、児童の預かりの援助を受けたい者と援助を行いたい者との相互援助活動を推進、実施しています。
- ★ 子育てを支援する団体と子育てサークルが、ネットワークをつくって情報交換、連絡会議を行っています。子育て家庭の横のつながりを広げ、子育て仲間を増やせるよう子育てサークル等への継続した支援の充実が必要です。

施策の内容

① 子育て家庭を応援する環境整備

- ☆ 仕事と育児の両立のための環境を整備するため、子育ての援助を受けたい人（依頼会員）と子育ての援助を行いたい人（提供会員）で子育ての相互援助を行うファミリー・サポート・センターの幅広い周知により、更なる活性化を図ります。
- ☆ 地域全体で子育てを支援する基盤形成を図るため、子育てサポーター養成講座を開催し、子育て支援センター、児童館などで開催する子育てひろばやサークルの活動の場などで、利用者の話し相手やこどもたちの見守りの活動を行う子育てサポーターの充実を図ります。
- ☆ 地域全体で子育て家庭を応援する「ながの子育て家庭優待パスポート^(注)」の利用促進及び協賛促進を図ります。



- ☆ 子育てを行う人たちがともに学び合い、仲間づくりを行うことを支援するため、公民館などが子育て支援に関する講座や交流事業を開催します。

【主な事業】

- ☆ ファミリー・サポート・センター事業
- ☆ 子育てサポーター養成講座
- ☆ ながの子育て家庭優待パスポート^(注)事業
- ☆ 公民館による子育て支援講座や交流事業の開催

② 地域の子育て関連団体等のネットワークの強化

- ☆ 子育て世帯が、地域、社会のあらゆる構成員の多様な知識や経験を有するさまざまな世代から助言・支援を受けることができる環境づくりを推進します。
- ☆ 身近な地域での人との関わりや地域活動への参加など地域全体で子育て家族を支援できるように子育て中の保護者、子育てボランティア、子育てサポーター、民生委員・児童委員及び主任児童委員、保育所、幼稚園、認定こども園^(注)、NPO など関係機関のネットワークの強化を図ります。
- ☆ 地域において、互いに支えあう子育て支援を推進するため、子育て支援の担い手となる人材を確保します。
- ☆ 子育てを支援する団体やサークル等の活動を継続して支援します。
- ☆ 家庭の孤立化を防ぐため、学校や保育所、民生委員・児童委員及び主任児童委員等と連携し、地域における見守り体制の充実を図ります。
- ☆ こどもの孤立化を防ぐため、各地域で民間団体の有志が行っているこどもの居場所づくり事業^(注)やフードバンク事業^(注)の周知等をサポートします。

【主な事業】

- ☆ 子育て家族応援事業
- ☆ 子育て関連団体等との連携
- ☆ こどもの居場所づくり事業^(注)への支援
- ☆ フードバンク事業^(注)への支援



基本施策（２）子育てしやすい環境の整備

現状と課題

- ★ 子育て家庭が安心して暮らすため、また、安心して子どもを産み育てるためには、子育てに配慮した住環境、子育てしやすい生活環境が必要とされています。
- ★ ニーズ調査では、子育て環境や支援の満足度として、「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」という意見が多く、就学前の児童を持つ家庭で68%と最も多く、次いで「子どもが安心して遊ぶことができる公園や広場などを整備して欲しい」は58.9%となっています。
- ★ こどもや子育て家庭がより安全・快適に暮らし過ごすため、身近な公園の整備や公共施設等のバリアフリー化など環境の整備を充実させていく必要があります。
- ★ 上田市における56箇所の都市公園については、開園から30年以上経過する公園が65%以上、その他の児童遊園地についても大半が、整備後、数十年経過しており、遊具などの公園施設等の老朽化が進んでいます。このため、公園施設長寿命化計画を基に公園の遊具等の更新、改築、改修による公園整備を進める必要があります。
- ★ 平成30年3月に策定した「上田市市営住宅等長寿命化計画」において、“安全・安心・快適に暮らせる、笑顔あふれる住まいづくりをめざして”を基本理念として、“誰もが安定した居住を確保できる住まいづくり”を基本目標の一つとして掲げています。
- ★ 「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザイン^(注)のまちづくりが求められています。
- ★ 歩行者、自転車、車が混在する道幅の狭い道路では、通行区分があいまいなため、誰もが安心・安全で利用しやすい道路環境の整備が必要です。
- ★ 乳幼児を連れての外出時には、オムツ替え・授乳ができる場所が必要です。乳幼児を連れての外出時の負担を軽減するために、こども連れの家族に配慮した「赤ちゃんステーション^(注)」の啓発、情報提供を行っています。



施策の内容

① 身近な公園・ひろば等の整備

- ☆ こどもが安心して遊べる公園の整備を進めるとともに、既存の都市公園を生かした公園施設のリニューアルについて検討します。また、公園施設長寿命化対策支援事業等による遊具などの公園施設の更新、改築を行い、公園利用者の安全・安心を確保します。
- ☆ こどもがのびのびと遊べるように、また、子育て中の親子や地域の住民等が交流し、憩うことができるように、コミュニティ助成事業等を活用しながら市民協働による身近な公園・広場等の整備を図ります。
- ☆ 天候に左右されない、誰でも気軽に楽しめる施設の整備にあたっては、既存の施設を含めた利用方法や施設整備の事業を検討します。

【主な事業】

- ☆ 公園施設長寿命化対策支援事業

② 良質な住宅の整備

- ☆ 市営住宅を良好かつ適切な状態で供給するため、日常の維持管理に努めるとともに、子育て世帯への良質な住宅の供給に努めます。
- ☆ 一定所得以下の「ひとり親世帯」及び「子育て世帯」、「若者夫婦世帯」等が市営住宅への入居を希望する場合は、一般の申込者より抽選回数または抽選倍率を優遇している優先枠での申し込みを可能とします。

【主な事業】

- ☆ 市営住宅「優先入居枠制度」

③ 安心して外出できる環境の整備

- ☆ バリアフリー化や点字、音声等による案内、誘導など、ユニバーサルデザイン^(注)に配慮した公共施設や道路環境の整備を推進します。



- ☆ 「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」を活用し、乳幼児用のいすやおむつ交換台を設けたトイレ、授乳のためのスペース等、乳幼児連れの利用者に配慮した公共施設の整備を推進します。
- ☆ 通学路やお散歩コースの安全対策を進め、安心して通行できる道づくりを目指します。
- ☆ 乳幼児を抱える家族がオムツ替えや授乳等で気軽に立ち寄ることができる「赤ちゃんステーション^(注)」の拡大を図ります。

【主な事業】

- ☆ バリアフリー化推進事業
- ☆ 路肩グリーンベルト
- ☆ 赤ちゃんステーション^(注)事業
- ☆ 歩道新設事業
- ☆ 無電柱化事業



基本施策（3）こどもを事故や犯罪から守る環境づくり

現状と課題

- ★ こどもの交通事故件数は、年々減少していたものの、近年は下げ止まりの状況にあり、特に自転車乗車中及び歩行中の交通事故は全事故中における比率が高く、交通ルールの遵守、交通マナーの向上が急務となっています。交通安全に関しては、幼児・児童、生徒が被害に遭うことを防ぐために、交通安全教室を積極的に開催するとともに、小学生に対するヘルメットの配布を継続実施し、関係機関、団体と連携した安全な道路環境の整備を進めることが求められています。
- ★ 全国各地で発生しているこどもを対象とした凶悪犯罪は、上田市においては発生が無いものの、声かけ等の不審者情報は数多く寄せられていることから、登下校時のこどもの安全確保が引き続き重要な課題となっています。また、青少年健全育成の対策から、防犯指導員等による駅前等のパトロール成果もあり、青少年等がたむろすることもなく、平穏な状態を保ち犯罪件数も減少傾向にあります。
- ★ こどもの事故は、小さな事故から命に関わる大きな事故まで、その内容はさまざまです。こどもの事故には、周りの大人が、こどもの年齢や成長段階に応じた特性と行動を知り、適切な対策をとることで防げるものがあります。
- ★ 近年、こどもたちが携帯電話やスマートフォン、パソコンなど電子メディアを利用する機会が増加する中、長時間利用による生活習慣の乱れや依存症、インターネット上の違法・有害情報サイトに起因する犯罪や交友関係のトラブルにこどもたちが巻き込まれるケースが多発するなど、様々な問題が深刻化しています。これらの問題を予防するため、これからのこどもたちは、「情報活用能力」と「情報モラル」の両面から学び、自ら考えて使用・行動する力を身に付けることが求められています。また、有害自動販売機などの地域の有害環境への対応なども含め、有害情報からこどもを守る体制の整備が求められています。

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

資料編



施策の内容

① こどもの交通安全の確保

- ☆ 小学校入学時に登下校用ヘルメット、小学校3年時に自転車専用ヘルメットを配布。着用推進を図り、こどもの交通安全教室や関係機関等による通学路での街頭指導を推進するとともに、ドライバーに対する交通マナー向上の啓発に努めます。
- ☆ 子育て世代を対象とした交通安全教育を行うとともに、チャイルドシートの効果と正しい使用方法の啓発に努めます。
- ☆ 地域住民、学校、PTA、警察等関係機関と連携して、安全な道路環境の整備、補修等を行い、こどもが安心して登下校できる道路環境づくりを推進します。

【主な事業】

- ☆ 交通安全啓発講座
- ☆ 児童用のヘルメット配布
- ☆ 関係機関等による街頭指導活動

② こどもを犯罪等から守る活動

- ☆ 出前講座等により、家庭や地域の防犯意識の高揚を図り、こども自らが危険を回避するための防犯知識の周知に努めるとともに、「防犯当番^(注)」制度、「こどもを守る安心の家^(注)」の普及啓発を推進します。
- ☆ 防犯ボランティア等によるパトロール活動、青色回転灯防犯パトロールカーでの下校時間帯のパトロール活動を継続実施するとともに、地域団体や警察等関係機関と連携・協力を図り、こどもに関わる犯罪・被害等の情報共有及び提供の充実に努めます。
- ☆ 防犯灯の設置補助など環境整備を進めるとともに、地域でこどもを見守る体制づくりとその支援を推進します。
- ☆ 声かけ事件や児童生徒に関連する事件が発生した場合、メールで情報を発信し、情報の共有化を図るとともに、事件の拡大防止を図ります。

【主な事業】

- ☆ 防犯灯設置補助事業
- ☆ 防犯講座
- ☆ 不審者情報のメール配信



③ こどもを事故から守る活動

- ☆ 出前講座等により、誤飲、転落、転倒、やけどといったこどもの事故防止の啓発を行います。

④ 青少年を有害環境・有害情報から守るための取組の推進

- ☆ 地域の有害環境への対応や、電子メディア上の有害情報対策を推進するため、関係機関等との連携を図ります。また、フィルタリング（有害サイトアクセス制限）の利用促進に向けた情報の周知を図ります。
- ☆ 電子メディアによる影響と適切な利用方法について、こども、学校、家庭、地域の共通認識とするため、講演会・講座の開催・リーフレットの作成等により啓発活動を進めます。

【主な事業】

- | | |
|--------------------|------------------|
| ☆ 電子メディアの利用に係る啓発活動 | ☆ 環境浄化活動 |
| ☆ 街頭補導活動 | ☆ 「心の教育推進プラン」の推進 |



基本目標5

仕事と家庭が両立できる環境を整えます

基本施策（1）ワーク・ライフ・バランス^(注)の推進

現状と課題

- ★ 共働き世帯の増加や少子高齢化が急速に進行するなかで、地域が活力を維持し、産業・企業が持続的に成長していくためには、将来を担う若者を惹きつけ、育児、介護等に対応できるよう、男女がともに働きやすい環境整備が求められています。また、地域や家庭への参画しやすい、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス^(注)）が取れた魅力ある雇用・職場を実現する環境づくりが喫緊の課題となっています。
- ★ ニーズ調査では、子育て環境整備の充実のために希望する支援策として、「残業時間の短縮や育児休暇等の休暇の取得促進など、企業に対して職場環境の改善を働きかけて欲しい」が、就学前児童保護者では47.8%、小学生児童保護者では27.9%ありました。
- ★ ワーク・ライフ・バランス^(注)についての理解を深めることが重要であり、行政と関係機関による啓発をさらに進める必要があります。
- ★ また、ワーク・ライフ・バランス^(注)を支援するための制度だけを用意しても、それだけでは実現できません。企業等に制度だけはあっても、ほとんど利用されていないケースも見受けられ、社内等に定着させるためには、働き方の改革、職場の風土づくりといった、日常的な取組を行う必要があります。
- ★ 「働き方改革」への取組は、多様な人材がその希望と能力に応じて、健康で安心していきいきと働くことができる職場環境の実現に資するものであり、企業にとっての人材確保・定着、生産性の向上などにつながり、地域全体の発展にもつながるものであることから、企業には労使協働のもとで、それぞれの状況や課題に応じた働き方改革の取組を積極的に推進していく必要があります。
- ★ 出産、子育てを理由として仕事をいったん中断した後、再び就労を希望する女性への支援、働きながら子育てできる多様な働き方に対応した母親や父親への支援を行う必要があります。
- ★ ニーズ調査では、保護者の育児休暇の取得状況について、「取得した（取得中である）」の割合が母親で約6割となっており、平成25年度及び、平成30年度調査と比較すると増加しています。なお父親では、「取得した（取得中である）」が23.2%と前回（平成30年度）調査の2.6%から大きく増加しており、一方で「取得していない」の割合が約7割とな



っており、その多くが取得できていない状況です。また、父親が育児休業を取得していない理由は、「仕事が忙しかった」の割合が約4割と最も高くなっていますが、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」、「収入減となり、経済的に苦しくなる」の割合が高くなっています。

- ★ 長野労働局は、「仕事と育児の両立支援」を重点に取り組むとしており、「産後パパ育児」（出生時育児休業）を含め育児・介護休業法に基づく両立支援制度や、子育てサポート企業「くるみん」の認定制度などの積極的な周知を図るとしています。
- ★ 子育て家庭を対象に、父親の仲間づくりやこどもとの関わり方の実践を通して父親の子育てへの参加を推進していきます。

施策の内容

① 働き方の見直し

- ★ ワーク・ライフ・バランス^(注)のワークとライフはどちらか一方という二者択一のものではなく、ワークとライフは互いに相乗効果をもたらすものであり、バランスのとれたライフスタイルを考えることができる意識啓発を図ります。
- ★ ハローワーク、長野働き方改革推進支援センター^(注)等関係機関との連携を強化し、事業主による積極的な働き方の見直しや環境整備に向けた取組がされるよう、意識の啓発や広報に努めます。

【主な事業】

- ★ 男女共同参画推進事業
- ★ 「ワーク・ライフ・バランス^(注)」「働き方改革」推進のための啓発活動

② 多様な保育メニューの提供（再掲）

※【基本目標】1 命の誕生とこども・若者の健やかな成長を支えます

【基本施策】（4）多様な保育メニューの提供 を参照



③ 仕事と子育ての両立のための基盤整備（企業の取組等）

- ☆ ワーク・ライフ・バランス^(注)を先進的に実施している企業等の取組事例を広報等で紹介するなど、制度整備や利用の利点等を周知します。
- ☆ ハローワーク、長野働き方改革推進支援センター^(注)等関係機関との連携を強化し、事業主による積極的な働き方の見直しや環境整備に向けた取組がされるよう、意識の啓発や広報に努めます。

【主な事業】

- ☆ 上田市男女共同参画推進事業者表彰
- ☆ 男女共同参画推進事業
- ☆ 就職相談、無料職業紹介
- ☆ 再就職支援セミナーの開催
- ☆ 「ワーク・ライフ・バランス^(注)」「働き方改革」推進のための啓発活動

④ 出産・育児後の職場復帰支援等

- ☆ 職場復帰を支援するため、関係機関等と連携をし、能力開発に向けた研修会や資格取得のための学習機会の充実を図ります。
- ☆ 結婚や出産、育児等のために退職した女性が再就職できるよう、ハローワーク（マザーズコーナー）等関係機関との連携を強化し、各種情報の収集・提供、再就職のための相談体制の充実、職業紹介の実施やスキルアップセミナーの開催等による支援に取り組みます。

【主な事業】

- ☆ 男女共同参画推進事業
- ☆ 就職相談、無料職業紹介
- ☆ 再就職支援セミナーの開催



⑤ 男女がともに家事や育児を担う意識の啓発や支援

- ☆ 働き方の見直しを進めるとともに、固定的性別役割分担意識^(注)を改め、男女がともに、また平等に仕事と家事・育児・介護等の家庭的責任とを両立し、健康で豊かな生活を送り、バランスのとれたライフスタイルを考えることができるよう、意識啓発、広報活動や講座等を開催します。
- ☆ 父親の子育ての参加の意義を、子育て世代の父親をはじめ、これから結婚する若い世代から地域で子育てを応援する方々まで啓発するとともに、こどもとの遊び方、家事、育児の仕方などの講座を開催し、父親の家事・育児参加の促進を図ります。

【主な事業】

- ☆ 男女共同参画推進事業
- ☆ 父親の子育て参加支援事業
- ☆ 上田市男女共同参画推進事業者表彰
- ☆ パパ応援ハンドブックの作成、配布
- ☆ ワーク・ライフ・バランス^(注)推進のための啓発活動

